

日本における外国籍住民生活実態調査と地域の課題について

—異文化間ネットワークの必要性について

An Overview of Surveys on Life-styles of Foreign Residents in Japan and Its Implications for a Local Community — the Need to Establish an Intercultural Communication Network

岩野雅子

J. A. T. D. にゃんた

はじめに

グローバル化のなかで人の越境が進んだ今日、日本において外国人の存在を問題視する態度は徐々に多文化共生社会づくりとして位置づける動きへと変化してきている。これにより、「外人（ガイジン）」や「外国人」といった言葉よりも「外国籍住民」や「外国人住民」、「在在外国人」のように地域社会の一員としてとらえる表現が多く使われるようになってきている¹⁾。しかしながら、現状での多文化共生社会づくりとしての捉えかたは外国籍住民の多い一部の都市にとどまっている。数の多少に関わらず、近い将来にわたり地域社会における外国籍住民の増加や定住化を想定した際、地域社会の多文化を前提とした土台づくりはますます必要になってくる。その第一歩として、外国籍住民の暮らしの実態を把握するための調査が大きな役割を果たす。また、同じ地域社会に暮らす外国籍住民当事者の声を拾いあげる仕組みと異文化間ネットワークの整備が重要である。本稿では日本全体の多文化共生社会の現状を概観し、のちに日本の典型的な地方都市の現状について議論したい²⁾。ここでは山口県を取り上げており、主な対象は「新渡来外国人（通称ニューカマーという）」に焦点を当てている。主なデータ収集方法としてはフィールドワークを用いた。

1. 外国籍住民をめぐる今日的課題

1-1. 日本における外国籍住民の実像

法務省によると、2002年における外国人登録者数は185万人（日本の総人口の1.45%）を超え、過去最高を更新している。1970年代まで、日本における外国籍住民に占める在日韓国・朝鮮人の割合は90%以上であったが、以後その比率は大きく下がってきている。1980年代のバブル経済時には海外からみた日本の魅力が増し、人手不足に悩んだ日本側のニーズとの一致が日本国内の民族的多様化を進める結果となった。入国管理法が改正された1990年は多文化日本の本格的到来とされている³⁾。2003年現在の在日韓国・朝鮮人の割合は外国人登録者全体の1/2以下の60万人程度である。その他で出身地別に多い国では中国が約30万人、ブラジルが約22万人、フィリピンが約11万人など、ニューカマーがその数を伸ばしている。「工場城下町」と呼ばれる工場団地密集地帯を抱える全国の11の地方自治体においては、ブラジル籍住民の数が韓国・朝鮮籍住民の数を越えている。日本が経済的不調といわれて久しい今日においても、年間10万人程度の外国人登録数が増加している。

日本の総人口に占める外国籍住民の割合は今後増加するという見方が一般的である。日本における結婚をみると20組に1組は国際結婚であり、この比率は地域によってさらに上がる。例えば、山形県では10組に1組となっている。少

子化と称される日本において、外国籍住民の場合はむしろベビーブームの様相さえみられる。日本で生まれる子どもの36人に1人は、少なくとも片方の親が外国籍住民である。地域によってこの比率はさらに上がり、例えば大阪市の場合には14人に1人となっている。このような状況から、日本社会に生きる人々のエスニシティの多様化が一層進んでいることがうかがえる。また、日本国籍を取得する外国人も年間約1万人のペースで増えており、「日本人」の多様化もすすんでいるのである。日本国籍取得の背景には日本社会で外国籍住民として生きる窮屈さや困難さがあり、多文化共生の観点からも既存の国籍を手放さざるをえない現状には問題があると言える。日本の真の多文化共生の進展度を図るバロメーターは他にもあるが、その一つに乳児死亡率がある。国内における日本国籍人口の乳児死亡率は1,000人に対して4.2であるが、フィリピン籍住民では17.6、タイの場合は12.0となっている。この事実は、日本社会に生きる母子のなかに不公正な生育環境が存在していることを示している⁴⁾。

外国人登録者数のみで、日本社会に生きる外国人人口を必ずしも把握できない。日本における超過滞在者数は約30万人にのぼると推定されており、日本政府の査証発行の厳しさや在留資格の制限などが指摘されている。1990年の入国管理法の改正以降に受け入れた就労制限のない外国人も超過滞在者も、法律上の身分や資格の差はあれ、事実上の労働移民であることに代わりはない。国連は先進各国の移民受け入れ問題に焦点を当て、1995年に8,700万人であった日本の労働力人口(15才—64才)は2000年には8,600万人に減少し、その後は急速な減少に見舞われ、2050年には5,700万人まで低下すると推測している⁵⁾。仮に1995年の水準を保つためには、2050年までに合計3,000万の移民が必要で、平均すると毎年60万人の受け入れを迫られることになる。日本政府はこれに対して、国内の健康な高齢者や女性の労働力で補充できるとしているが、他方では労働移民の受け入れに頼らざるをえないとする推測もなされている⁶⁾。日本の将来を見据えるとき、外国籍住民を「一時的な滞在者」

とする前提を改め、日本への労働移住や定住を前提とした受け入れ態勢の整備が急がれる。

1-2. 外国籍住民施策を行っている自治体

外国籍住民の居住の様相は、日本の社会構造や産業構造の変容とも関連している。日本の工業化や都市への人口流動にともなう地方の過疎化減少は、特に1970年代から80年代においてフィリピンや中国、韓国などから農村部へと外国人花嫁を流入させた。1980年代の特に後半からはバブル経済のもとで人手不足がおり、日系ブラジル人や日系ペルー人などを都市部の工場などに引きつけた。のちに定住者として就労し、家族を呼び寄せるケースが増えた。水産業や建築現場、日本の基幹産業などのいわゆる3Kの仕事が主であった。このような社会構造や産業構造の変化から、仕事の有無によって特定の地域に外国人の居住が集中したことは、外国人受け入れの体制や施策づくりに力を入れてきた特定の自治体を生み出している。山脇(2003)は「地域社会における多文化共生の担い手は、地方自治体、国際交流協会、市民団体、学校、自治会・町内会など様々である」としながらも、地方自治体に注目して外国人施策に熱心な事例を報告している⁷⁾。これらの地方自治体を県民人口に対する外国籍住民比で多い順に挙げると、東京都(2.7%)、大阪府(2.4%)、三重県(2%)、愛知県(2.2%)、長野県(1.9%)、兵庫県(1.8%)、神奈川県(1.6%)、福島県(0.6%)などとなる。外国籍住民の比率が0.5%未満の自治体は鹿児島県の0.3%をはじめとして、北海道、宮崎県、熊本県、秋田県、佐賀県、長崎県、岩手県、高知県などとなっている。特にニューカマーが多数居住する市町村は外国人集住都市と称され、群馬県大泉町(総人口40,000人に対し在住外国人6,000人:15%)、岐阜県美濃加茂市(6%)、静岡県湖西市(6%)や浜松市(3.7%)、愛知県豊橋市(4%)や豊田市(3%)などがある。現在15市町が外国人集住都市会議を設立し、地域での共生を目指すことを宣言している。

このような自治体では『外国人施策基本方針』を策定し、外国籍住民の代表者からなる「外国人会議」や「外国人ネットワーク」を設立し、

参政権のない在住外国人に住民として地域社会に参加する仕組みを提供しているところが多い。大阪府外国人問題有識者会議（1992年設立）を皮切りに1990年以降全国の地方自治体で次々と設置された外国人会議では懇話委員による政策提案がなされ、行政の参考にされる仕組みとなっている⁸⁾。このような提案により、少しずつ社会改善が行われる事例も見受けられる。例えば、京都市では年号記入のみが許可されていた学校の卒業証書を西暦はもちろん仏教年度で発行する許可が出され、拒否されていた卒業証明書が数十年ぶりに引き渡されている。また大阪市では、平成6年に外国籍住民施策有識者会議が提言書を提出し、平成10年にはこの提言をもとにした指針が策定されている。さらに5年後の平成15年には指針の見直しが行われ、継続的に時勢にあった施策の展開をはかろうとしていることがわかる⁹⁾。この指針は単に外国籍住民への情報提供や相談サービスの多言語化、日本語学習の提供、人権教育や在日韓国・朝鮮人の子どもへの民族教育などにとどまらず、外国籍住民の高齢者・障害者・母子家庭・父子家庭などへの社会福祉の充実、さまざまな理由で未就学となった子どもや中途退学となった成人への夜間学級の提供、労働や居住環境の改善、地域や市政への参加などにも触れられたものとなっており、具体的な問題解決に向けた市民サービスを提供する姿勢が見えるものとなっている。このような外国人施策を検討するにあたっては、外国籍住民を対象とする生活実態調査が基礎的なデータを提供しているが、大阪市ではこのような調査自体にも外国人有識者会議がかかわり主体となって実施している。

2. 外国籍住民を対象とした調査とその活用

2-1. 外国籍住民生活実態調査の状況

本稿では外国籍住民を対象とする基礎的な調査が重要だという観点にたち、県レベルで在住外国人の多い愛知県、外国人ネットワークを立ち上げている山梨県、山口県の隣接県から島根県を取り上げて報告書の比較を行った。市レベルでは在住外国人の多い京都市、川崎市、大阪市、山形市の調査報告書を比較した。このよう

な調査には大きく2つの種類がある。一つは外国籍住民のみを対象として生活実態や生活支援のあり方を問うアンケート調査である。もう一つはこういった外国籍住民を対象としたアンケート調査と比較するデータとして、日本人住民を対象に外国籍住民支援のあり方や外国籍住民との多文化共生推進についての意識を問うアンケート調査も行うものである。いずれの場合も対象者を無作為に抽出した郵送によるアンケート調査が行われており、回収率は多いもので30%、少ないものでは9%などとなっている。郵送によるアンケート調査でこのような回収率に達するには、二次・三次の追跡調査を余儀なくされている場合が多い。大阪市の場合には一般的に対象者の意識が高いのか、回収率は外国籍住民で43%、日本人住民では50%に達している。アンケート調査で使用されている言語としては、ほとんどの自治体で日本語（読み仮名つき）・中国語・ハングル・英語・ポルトガル語・スペイン語などの数種類が用意されている。外国籍住民に問われている主な項目としては、言葉の問題、子育てや教育の問題、行政サービス、就労をめぐる問題、医療や社会保障、住居、地域の人々との交流や地域生活の問題、災害時の対応、差別などの人権にかかわる問題などとなっている。一方、日本人住民に対する調査は、外国籍住民に対して尋ねた項目で問題が起こっていると思うか否か、支援策は十分であるか否かを問うものが主となっている。

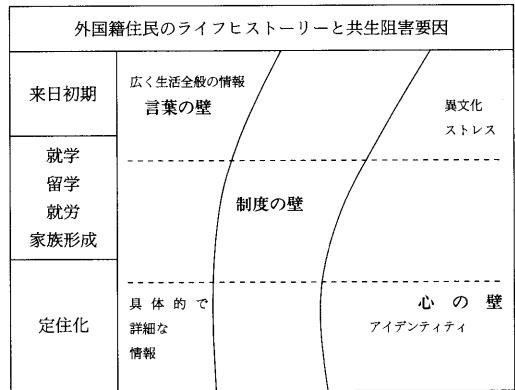
外国籍住民の回答から浮かび上がってくる諸問題から特徴的な事柄を挙げると、次のようにまとめることができる。

- ① 日本語能力に関すること。例えば、日本語教室に通って日常会話などの学習はしているが、特に漢字の学習が困難であること。
- ② 病気やけがなどの医療場面での問題が多く指摘されていること。病院に関する情報を得られないことや、医師や看護師との意思疎通をはかるための言葉の問題など。
- ③ 行政側が各種サービスを行っているにもかかわらず、外国籍住民側ではサービスがあることを知らない場合が多いこと。例えば、多言語による相談窓口の存在が周知

されておらず、対応職員の態度への不満があることなど。

- ④ 図書館や公民館などの公共施設や、国際交流協会や国際センターなどが利用しにくいこと。利用の仕方がわからない場合や、存在を知らない場合など。
- ⑤ 社会福祉サービスが受けにくいこと。例えば、老人福祉施設や保育所の利用が難しいなど。
- ⑥ 外国籍住民の子どもの教育ニーズへの理解不足。教員や保護者の異文化理解やいじめへの対策、学習・進学・就職指導への配慮、外国籍教員の必要性など。
- ⑦ 特に子どもの教育に関して、母語や母国の文化の維持が出来ないこと。
- ⑧ 緊急災害時の情報や対応に不安を感じていること。多言語による情報提供や対応の必要性など。
- ⑨ 地域活動や社会活動への参加ができないこと。情報不足や関心がないこと、時間がとれないことなどの問題点。
- ⑩ 滞在期間が長くなるにつれて、就労や住居の面で向上したいという希望があり、また日常生活や日本の習慣などの面で日本人住民とできるだけ円滑な関係を構築したいと望んでいるが、生活全般を向上するための支援が少ないこと。
- ⑪ より積極的な社会参画を望んでいること。外国籍住民としての行政モニターや審議委員、市町村職員などとしての行政への参加など。これらの項目についてはオールドカマーとニューカマーの間で異なる意見もあり、またニューカマーのなかでも漢字圏と非漢字圏、非漢字圏の中でも英語を使用可能・不可能によって異なる結果がみられた。このことから、それぞれの自治体や地域にどのような属性をもった外国籍住民が存在しているかを明らかにし、当事者の意見を聞く姿勢が重要である。外国籍住民を対象とする生活実態調査は大きな役割を果たすと考えられる。

2-2. 多文化共生社会づくりへの取り組み
外国籍住民の日本社会への共生を阻害する要



〈出所：NPO法人多文化共生センターの資料を一部変更したものである〉

図1 外国籍住民のライフストーリーと共通阻害要因

因としては「3つ壁」があり、それらは「言葉の壁」、「制度の壁」および「心の壁」といわれている。

図1をみると、滞在が短い間は主として言葉の壁が大きく、長期化するにつれて制度の壁や心の壁の存在が大きくなっていくことがわかる。日本社会における多文化共生を促すには、これら3つの壁を取り払う努力が必要になってくる。これに対し、多文化共生の方向性としては大きく3つあり、「基本的人権の尊重」、「民族的・文化的少数者への力づけ（エンパワーメント）」、「社会へのアプローチ」とする説もある¹⁰⁾。まず第1の基本的人権の尊重には、通訳制度の確立や日本語取得機会の拡充を通し、文化的な日常生活を送ることが出来る環境を保障することが含まれるであろう。第2の民族的・文化的少数者への力づけでは国籍や在留に関する制度を見直すとともに、外国籍住民が自文化を選択する権利を保障し、アイデンティティを確立する機会を提供することが重要となる。また第3の社会へのアプローチでは、文字どおり日本人住民と外国籍住民がともに参画できる地域づくりが求められるであろう。総務省では外国籍住民を含めて固有のニーズをもつ地域住民一人ひとりに配慮したまちづくりを推奨しているが¹¹⁾、これにより外国籍住民数の多少にかかわらずその存在が住民として認識され、自治体レベルでの多文化共生への取り組みが今後さらに推進されていくものと予測される。

ところで、多文化共生社会づくりは受け入れ側（ホスト）のみが努力するものではなく、適応していく側（ゲスト）の取り組みも必要となってくる。ホスト側の支援からゲスト側の自立へが理想である。この点で、阪神淡路大震災は日本におけるボランティア活動普及の大きなきっかけとなったが、外国籍住民支援に関してもこの災害が大きな役割を果たした。被災地には約8,000人の在住外国人がおり、そのうち約200人が死亡し、多くが被災したといわれている。ここでのボランティア活動として、日本で最初となる母語による電話相談を行う「多言語情報センター」が設立された。のちに当センターは「多文化共生センター」と名前を変え、外国人法律相談、巡回医療相談会、エスニックメディア支援や多文化子ども支援などのプロジェクトを立ち上げ、活動内容を拡大させた。活動拠点も母体の兵庫、大阪、京都、東京および広島へと広がっている。こういったボランティア活動はエスニック・ビジネスあるいはコミュニティ・ビジネスへと発展し、民間企業などの参入もみられるようになってきている¹²⁾。その背景には社会的なニーズのみならず、ビジネスとしての市場が大きくなったことも関係している。外国籍住民支援やボランティアといわれている多くのものが、将来的にコミュニティ・ビジネスになっていったとき、ゲストがもはやゲストではなく、ホストとして新たなゲストを迎え支援する側に立つという意味で、多文化共生を促進する大きな力になると思われる。

では、多文化共生に関する研究はどうであろうか。これについても、従来はホスト側が外国籍住民を対象に聞き取りをし、その結果を発表するという立場にあった。しかしながら、次第に外国籍住民当事者によって研究がなされるようになり、オールドカマーのみならず、ニューカマーからも多くの発信がなされるようになってきている¹³⁾。特にニューカマーが「言葉の壁」を乗り越え、マイノリティの目からみた多文化共生の実現について日本語を媒体に活字していくことは、マジョリティ側に見えにくかった世界が拡がることに貢献している。さらには、マジョリティとマイノリティが課題を共有する手

段としてバイリンガル出版も試みられている。例えば、日本語で書かれた『多国籍ジパングの主役たち：新開国考』（2003）では、マジョリティ側は日本の様々なコミュニティで多様な問題を抱えながら生きる外国籍住民の背後にある日本社会の課題を見ることになり、またインターネット上に掲載された英訳を通して外国籍住民にその情報が共有され、多様なエスニシティに共通する社会的課題にマイノリティが協力して立ち向う空間を提供する¹⁴⁾。このように、同じような民族的・文化的背景をもちながら日本の様々な地域で孤立している個人をつなぐ媒体、マイノリティとマイノリティをつなぐ媒体、さらにはマイノリティとマジョリティをつなぐ媒体は多文化共生社会づくりの大きな力となる。多言語のテレビ・ラジオ放送局や新聞の発行なども行われつつある¹⁵⁾。これをみると、日本社会に暮らす外国籍住民が母語で出身国や日本の情報を入手し、地域の情報ネットワークを広げ、当事者同士のコミュニティをつなぎ始めている状況がわかる。

3. 山口県における外国籍住民の様相

3-1. 県内の外国籍住民の実態

山口県における外国人登録者数は15,241人であり、そのうち特別永住者は9,947人、永住者は770人となっている¹⁶⁾。おおざっぱに特別永住者・永住者をオールドカマーとするならば、ニューカマーの割合は約30%の約4,500人前後となる。ニューカマーのなかで登録者数の多いのは、短期滞在型としては「留学・修学・研修」の1,126人と「興行」の626人であり、長期滞在型では「日本人の配偶者」の916人、「定住者」の558人、「特定活動」の430人、「家族滞在」の262人などとなっている。外国人登録者を出身地別にみると、最も多いのは韓国・朝鮮の10,496人で、そのほとんどは特別永住者である。これを除いたニューカマーの出身地を多い順に挙げると、中国の2,174人、フィリピンの1,027人、韓国等の770人、米国の344人、ブラジルの314人、ベトナムの140人となっている。留学生の出身地として最も多いのは中国であるが、その数は692人ととどまっており、これに永住者関係の

約200人を考慮しても、総数の2,174人からみるとニューカマーとして様々な滞在目的でコミュニティに入っている中国出身者が相当数いることがわかる。この他、インド、インドネシア、タイなどの出身者がそれぞれ60人前後いるが留学生は少なく、その他の目的で滞在している。外国人登録者を市別にみると、大学があり留学生の多いと考えられる下関市、宇部市、山口市、萩市、周南市を除くと、中国出身者が多いのは岩国市(273人)と長門市(115人)となっている。また、留学生を除いても、宇部市で241人、下関市で141人、周南市で74人といたように中国出身者が多くなっている。フィリピン出身者が多いのは岩国市(366人)で、あとは下関市、宇部市、山口市、萩市、周南市、防府市、下松市、柳井市に約40人から70人の割合で広く分布している。ブラジル出身者については、宇部市(120人)、周南市(62人)、防府市(58人)、岩国市(41人)に集中しており、定住者として就労している場合と、日本人の配偶者として居住している場合が約半々となっている。このようにしてみると、留学や就労、また国際結婚などの理由で外国籍住民が集中しているのは、下関市、宇部市、防府市、山口市、周南市、下松市、萩市、長門市、柳井市、岩国市の10市であることがわかる。これらのほとんどの市では(財)山口県国際交流協会などと連携した日本語教室が開催されているが、今後は長門市や柳井市などでの開催が必要である。また、日本人の配偶者となっている中国出身者(191人)やブラジル出身者(156人)、フィリピン出身者など、総数900人にのぼる国際家族の外国人配偶者とその子どもたちへの支援など、行政や学校が果たす領域が大きくなっていることが推測される。

次に、これらのニューカマーがどの地域でどのような暮らしをしているのかについては、山口県ではまだ生活実態調査は行われていない現状にある。山口県国際課では2003年3月に発行した『新・やまぐち国際化推進ビジョン』を策定するなかで、初めて在住外国人(オールドカマー)から委員を選定し、また在日韓国人・朝鮮人の2団体と2名のニューカマーへのインタビューを行っている。さらに、留学生を対象と

したアンケート調査を行い、660人の対象者中417人から回答を得ている。このようにして策定された新しいビジョンのなかでは、国際化推進の基本方向の一つとして「在住外国人の生活環境の整備や地域社会への参加の促進などによって、多文化が共生でき、外国人も暮らしやすい地域づくりを目指します」と述べられている。その具体的な施策の展開としては、

① 在住外国人に対する日本語講座や生活文化講座などの提供、在住外国人児童生徒の学習の充実、母語やその文化を維持できる場の確保など

② 地域における在住外国人と地域住民との交流機会の充実、在住外国人の意見や能力を行政運営、地域づくりに反映させる機会の確保など

③ 留学生支援の拡大など

が掲げられている¹⁷⁾。外国籍住民を対象とした調査を経ないで外国人支援に直接乗り出した福岡県の事例もあるが、山口県の場合も、この新しいビジョンで打ち出された方向は他県の動向を踏まえて多文化共生社会をめざすという県の姿勢が感じられるものとなっている。一方、(財)山口県国際交流協会では比較的早い時期から留学生支援や外国籍住民支援の必要性を感じ、具体的な対応に努めてきている。例えば、留学生に対しては中古自転車の贈呈をするパル・バンク、留学生支援団体と各大学の留学生代表者を結ぶネットワーク会議の開催、留学生を招いて地域住民や子ども達と交流する国際理解講座の開催などがある。また、外国籍住民支援については『外国人のための生活ガイドブック』日本語・英語版の発行¹⁸⁾、平成3年に始められた外国人相談(現在では日本語、英語、中国語、ハングルで相談可能)、外国籍住民が利用できる通訳ボランティアの登録制度、地域住民との交流事業に協力可能な外国籍住民リストの作成などがある。

多文化共生の視点は従来学校教育においても活発に論議されてきているが、山口県の場合はどうであろうか。山口県教育庁によると、平成14年度時点で日本語指導が必要な外国人児童が在籍する学校は18校あり、児童数の合計は48人となっている。内訳を見ると、岩国市の13人、

和木町の10人、宇部市の9人といった順になっている。外国人登録をみると家族滞在者は約260名であったが、留学生として滞在している外国人家族の児童を含めると、把握されている児童数が少ないように思える。働入管協会の統計によれば、山口県で外国人登録をしているニューカマーと思われる5歳から14歳の児童は約200人おり、アメリカン・スクールに通う児童を除いた子どもの教育がどこで把握されているのが問題となる。また、0歳から4歳までのニューカマーと思われる乳幼児としては約100人の登録があり、同様にこれらについての健康保健・保育・幼児教育等の支援が必要ではないかと思われる。定住者や専門職・技術職などで在住している外国人に日本人が配偶者となった場合の国際家族から生じるダブルスの子ども達は姓に外国名が使われることが多いと思われるが、国際結婚の場合は自動的に男女別姓となるので、子どもが日本名を名乗っていることもある。また、日本人の配偶者として登録している外国人妻916人の国際家族から生じるダブルスの子ども達では、ほとんどのケースが日本人名である。このように、名字からも国籍からも片親が外国籍住民であることが判明しにくい児童数は相当数にのぼることが想定される。さらに、中国やフィリピン、日系ブラジル人などのダブルスの場合は身体的特徴も他の大多数の日本人と同じで、その存在が見えにくくなっていると考えられる¹⁹⁾。先にあげた『新・やまぐち国際化推進ビジョン』には児童への支援がすでに謳われているところであり、他県の教育委員会で策定しているような『外国人教育基本指針』を示して、外国人児童のみならずダブルスの子どもたちやその親への教育配慮がなされていくことが望まれる²⁰⁾。

3-2. 地域における外国籍住民の声

フィールドワークをもとに山口県に在住する外国籍住民をめぐる諸課題をまとめてみると以下のようなになる。なお、フィールドワークでは2002年10月から2003年2月までと、2003年6月から10月までの2回に分けて聞き取り調査を行った。対象者は、ニューカマーからは中国出

身のAさん(女性)、中国残留孤児の子どもであるBさん(男性)、タイ出身のCさん(男性)、インドネシア出身のDさん(男性)、イスラエル出身のEさん(男性)、日系ブラジル人のFさん(女性)、フィリピン出身のGさん(女性)とHさん(女性)、アフガニスタン出身のIさん(男性)、アメリカ出身のJさん(男性)の計10名である。一人に対して1回のフォーマルインタビューと、必要に応じて1~2回のインフォーマルインタビューを行った。また、働山口県国際交流協会の外国人相談担当者4名(内、外国人職員2名)へのインタビューを行い、外国人のための日本語教室のネットワーク会議(8教室参加)で話を聞いた。フィリピン籍住民のコミュニティについては約15名とその家族が参加したキャンプで、また日系ブラジル人については約25名のグループのメンバーについて代表者から話を聞く機会をもった。日本人に対しては、国際ボランティアの研修会において約20名に対して紙面による質問を行った。

まず「言語の壁」について最も深刻な問題をかかえているのは定住者として3年間のビザを得て暮らす日系ブラジル人のようであった。英語では情報を取得できず、工場で三交代シフト・週休1日制で働く場合、日本語教室に通いたくても通う時間がない。また同じ工場でも働く日系ブラジル人同士が順番に休みを取るため一緒に休日を過ごすことも難しく、全員が集まれるのは年に1回程度で孤立感をいだいていることが多い。フィリピン籍住民の場合は週に1回はカトリック教会に集い、英語によるミサが受けられたり、教会で開かれる日本語教室に通ったりしている場合があったが、ヨコのネットワークのない日系ブラジル人の方は教会にも近づきにくいと感じている。スーパーなどでは日本語が読めないためにキャットフードのビスケットを買ってきたといった間違いも多々あるということであった。出身国で英語が使われている場合、日本人住民とのコミュニケーションは英語や日常会話程度の日本語で足りるが、次に問題となるのは書き言葉の壁である。行政からのお知らせやスーパーの広告、学校からの通知、回覧板など目を通したい情報は多量にあるが、読

み仮名がない場合は辞書をひくことも出来ず、家族や他者に頼らざるを得ない。大きな負担をかけているという心理的な負い目から自己を低く置きがちになる。日常会話の場合でも、例えば自治会やPTAでの話は難しい語彙や表現が使われ、理解できる情報は限られる。中国から国際結婚で来日している場合、日本語による日常会話ができない時期には家族内でもコミュニケーションが取れず、家にこもりがちになったり家から出してもらえないケースもあり、外国人相談員や日本人の民生委員の力では支援が及ばないそうである。

次に制度の壁としては、就労に関するものが多かった。出身国で看護師などの資格や技術をもって働いていた場合でも日本ではその資格を生かすことはできず、清掃や店舗の裏方、運送などの単純労働にしか携われない。資格取得や研修の機会も少ない。言葉を教えあうことを条件に簡単な教室などを開いても、日本人側は外国語を学ぶ機会を最大限に利用するだけで、日本語を効率よく教えてくれる場合は少なく、条件に反していることや不公平さを言い出しにくい自然な力関係を感じるという。法的な滞在手続きの煩雑さや職員の対応の冷ややかさについてはたびたび耳にしたが、特にフィリピン籍住民の間では免許証の手続きについて制度上の問題が指摘された。言葉の壁を一番感じている日系ブラジル人の場合は、滞在手続きなどの制度は全く問題ないとしながらも、銀行や郵便局、病院、ハローワークなどの利用をはじめとして、文化的な慣習にいたるまで、文化の違いから大きな戸惑いを感じるということであった。ゴミの出し方についてはトラブルとなることが多いが、それはしくみの違いだけでなく言語の問題でもある。行政から配布されるゴミ分別の広報や、駅やスーパーなどに置かれているゴミ箱の表示がせめて英語や中国語などの多言語で表示されていればという意見が多かった。読み仮名がついているだけでも助かるという意見も多々あった。図書館やプールなどの公共施設、ジムやスポーツクラブなどの民間施設、温泉やその他のレクリエーション施設、あるいは公民館やその他の施設で開催される各種文化教室やカルチ

ャーセンターについては、利用したいが場所や利用の仕方がわからない、一人では行きにくい、一緒にいく人がいないという声が大きかった。利用既定が十分に読めない場合、施設の職員に尋ねてもわかりやすい説明をしてくれない、外国籍住民への理解が足りないなどから、利用を諦める場合が多い。言語教室やその他のビジネスを自分で立ち上げる場合は、税金や法律、経営その他で様々な制度の壁を乗り越えていく必要がある。一方では、出身国との間を行き来して、日本に滞在しながら出身国で起業しているという事例もいくつかある。制度の面では大多数の人がこうしてほしいという提案があるが、どこにどのように言えばよいのか窓口がわからない。日本で長く暮らしても、日本人のような経済的・社会的・文化的自由や市民権を得る事ができないという不安や不満が大きい。

最後に心の壁については、日本人は表面的には親切であるが、友人ができないという声が多かった。特に家族的なつきあいが日常的な文化圏出身の外国籍住民は、地域での人間関係に不満を感じている。近所の人はよくしてくれるが、友人として仲間になったという感じがもちにくい。他方、外国人であろうが規則であるからと自治会の役割を引き受けさせられたりするときは、地域の成員の一人として扱われているのだと納得すると同時に、文化的な違いへの配慮がないままに平等を押しつけられているという感じもする。差別やいじめについては、特に子どもへの心配が多かった。外国籍住民は自己主張するように教育されている場合が多く、学校や他の親にもおかしいことはおかしいと言う人が多かった一方で、日系ブラジル人はしかたないと我慢する傾向にあった。はっきりと抗議する姿勢は問題を解決する場合もあるが、さらなるトラブルへと発展することもある。母親が日本人であるか外国人であるかによっても、対応が異なっていた。情報やサービスのポータリティ化がすすんだ今日、モノや情報へのアクセスは容易になっている。料理の材料や日用品、母語の新聞などは宅配便で他県から取り寄せることができ、他県の外国籍住民とつながっている場合もある。世界や日本全体のニュースに

については衛星放送や国内の多言語放送局から母語で得ることができる。最も必要なのは地域の情報であり、地域の支援であり、地域の人々とのつながりであるという。

日本人側の意見をまとめてみると、実際に国際交流に関心がある人々の間にも「見えない在住外国人」の問題があるように思える。外国籍住民に対する差別はあまり感じないし、困っていることも少ないのではないかという意見が多かった。外国人相談担当者からもあまり相談件数がないし、助けてほしいと思っていないのではないかという意見もでた。これについては、外国籍住民に届きやすいサービス形態をとれば相談件数が急増するという報告もなされている²¹⁾。他方では、一度相談にのると終わりが見えないほどに要求が出てきて、重い荷物をかかえたようで世話に疲れるといった声も聞かれた。支援を受ける外国籍住民側では世話をしてもらうのではなく、自分たちでやり始める初めの一步を助けてもらいたいだけだという意見もあり、同じ出来事に対して双方の解釈が異なる事例もみられた。このような現状をみていくと、それぞれの組織や施設、職場などで異文化間の橋渡しのできる日本籍住民および外国籍住民の人材育成が必要であることが実感されるのである²²⁾。

おわりに

山口県の総人口の約1%を占める外国籍住民を多いとするか少ないとするかが多文化共生社会づくりの出発点となる。日本全体をみれば、ニューカマーが急増した特定の自治体では急速に外国人施策が整えられていき、その他の地域ではオールドカマーへの施策とともに今後の課題とされている。過去20年足らずの間に急増したニューカマーの存在は地方都市においても次第に無視できないものとなってきつつあり、オールドカマーを含めてその声を拾い上げる努力をホスト社会の成員が行っていくべき時期にきている。山口県においても、外国籍住民が境界人にとどまり、行き先の見えない多文化化のなかにおかれることのないよう、その数の多少にかかわらず、「今ここに生きる外国籍住民」といった認識を県や市町村のレベルで、また自治会

といった地域のレベルでもつことが重要だと思われる。そのためには、山口県においても外国籍住民を対象とした生活実態調査が早期に行われ、基礎的なデータとして当事者のかかえる問題やニーズが把握される必要がある。その結果を社会の課題として受け止め、行政やNPOなどの組織、企業や個人の枠を越えて、外国籍住民の代表者とともにも多文化共生施策が展開されていくことが必要だと考える。

注

- 1) そもそも「外人（ガイジン）」や「外国人」という言葉は、開国期に「異人（イジン）」や「異国人」に代わって公文書を中心に使われはじめ、文章語として徐々に定着し、明治時代を通じて庶民層にも広がっていったものである。江戸期では『西洋道中膝栗毛』（1870年）などでも確認できるが、福沢諭吉『文明論之概論』（1875年 1章1節）や、徳富蘆花『思い出の記』（1900年 7章12節）などにもみられる。なお、本稿では基本的には「外国籍住民」という表現を主としながら、「外国人登録者」、「在住外国人」、「外国人住民」をほぼ同意語として用いている。使い方の違いは、出典となる参考文献や報告書などによる。
- 2) ニューカマーとは戦後よりとくに日本経済のバブル時期に来日した外国人を言い、それ以前に日本に居住している外国人またはその子孫はオールドカマーと呼ばれる。いわゆる「外国人問題」の第一人者である田中宏がこの2つの言葉の生みの親である。田中宏 『在住外国人—法の壁、心の壁』岩波新書 1995年など。
- 3) 宮島喬は『共に生きられる日本へ：外国人施策とその展開』（有斐閣選書 2003年）において、1990年代が多文化共生社会に向けた出発点の一つであったと述べている。p.4-5
- 4) 李節子 『在日外国人の人口動態2001年版』民団・21世紀委員会 2001年
- 5) 国際連合 『人口動態推計概要』 2000年 1月

- 6) 川口泰 『外国人労働者新時代』 2001年ちくま新書, 「外国人定住促す制度を」『朝日新聞』2003年11月15日などを参照。
- 7) 山脇啓造のホームページ (<http://kisc.meiji.ac.jp/~yamasaki/vision/.local.htm>) を参照 (2003年11月現在)。
- 8) 代表的な会議としては大阪市外国籍住民施策有識者会議(1994年), 兵庫県外国人県民共生会議(1994年), 川崎市外国人市民代表者会議 (1996年), 外国人都民会議 (1997年), 外国籍県民かながわ会議 (1998年), 京都市外国人市民施策懇話会(1998年), 三鷹市みたか国際化円卓会議(1999年), 静岡市外国人住民懇話会(1999年), 浜松市外国人市民会議(2000年), 広島市外国人市民施策懇話会 (2001年) などがあげられる。そのほかにも東大阪市外国籍住民有識者会議, 箕面市外国人市民ネットワーク会議, 豊中市外国人市民市政参加検討委員会, 宝塚市外国人市民懇話会, 岡山市総合政策審議会, 三田市外国人教育推進委員会なども記録されている。以上のなかでは, 外国都民会議が2001年に廃止されたほかは, 他の会議は開始以来懇話委員を交代しながら外国籍住民施策基本指針などの形態で地方自治体への政策提案を行っている。
- 9) 大阪市外国籍住民施策有識者会議 『大阪市における今後の外国籍住民施策の見直しについて (提言)』 平成15年 6月
- 10) この3つの方向性は, 1970年代にスウェーデンの移民政策が掲げた3つの柱を参考にし, 1997年より NPO 法人多文化共生センターで用いられているものである。3つの柱とは「基本的人権」, 「自分の文化を選択する自由」, 「協力」である。
- 11) 総務省 『共生のまちづくり懇談会 最終報告書』 2002年 3月
- 12) 例えば, ポルトガル語, スペイン語, タガログ (フィリピン) 語, 英語などの母語による生活情報全般を携帯端末を介して発信する多言語ポータルサイト@nippon (運営はグローバルコンテンツ社) などがある。2003年10月現在, 会員は20,000人。
- 13) 例えば, 外国人に対する入浴拒否問題について書いた『ジャパニーズ・オンリー』(有道出人 明石書店 2003年), 留学生の卒業後の日本社会への受け入れを求めた『留学生が愛した国・日本』(J.A.T.D. にしゃんた 現代書館 2002年), 日系ブラジル人の暮らしぶりを明らかにした『日本社会とブラジル人移民: 新しい文化の創造をめざして』(リリ川村 明石書店 2000年), 外国籍住民へのインタビューからなる『隣の外国人』(ムハナド・ズベル 同文書院 1999年) など。
- 14) 共同通信社編集委員室 『多国籍ジパングの主役たち: 新開国考』 明石書店 2003年。英語版はインターネット上で読めるほか, CD-ROMでも入手できる。
- 15) CS (通信衛星) デジタル放送を用いたエスニックメディアチャンネルは, 1997年よりポルトガル語, スペイン語, 中国語, 韓国語など9つが放送を開始している。
- 16) 統計は, 財団法人『平成14年度版在留外国人統計』平成14年 8月による。
- 17) 山口県 『新・やまぐち国際化推進ビジョン』 平成15年 3月 p.15及び pp.31-32
- 18) (財団法人) 山口県国際交流協会 『外国人のための生活ガイドブック: Daily Life in Yamaguchi』 平成13年 3月。現在, 中国語版とハングル版が編集されつつある。
- 19) 「見えない外国人」の背景については, 志水宏吉・清水睦美 『ニューカマーと教育: 学校文化とエスニシティの葛藤をめぐって』 明石書店 2001年 pp33-79に詳しい。
- 20) 山脇 (2003) 前掲7) によれば, 大阪・兵庫・奈良・滋賀・広島・神奈川・三重・福岡で策定されている。
- 21) 「日本で多文化ソーシャルワーカーの芽を育てるには?」と題するパネルディスカッションで, 外国人市民相談業務に地域のニーズに即した外国人職員を採用したところ, 相談件数が10倍以上になり, その後30倍に急増したという報告がなされた。『多文化ソーシャルワーカー ~これからの多文化共生社会の担い手として~』 豊田市国際交流

協会，2003年9月4日。

- 22) 前掲21) のセミナーにおいて，石河久美子が発表した「多文化共生社会をめざすソーシャルワーカーとは？」による。石河久美子 『異文化間ソーシャルワーク：多文化共生社会をめざす新しい社会福祉実践』川島書店 2003年
(岩野：異文化交流論，にしゃんた：国際経済論)